

行田羽生資源環境組合職員等の旅費に関する条例

令和4年4月1日

条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、公務のため旅行する職員等に対し支給する旅費に関し諸般の基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに公費の適正な支出を図ることを目的とする。

2 組合が職員等に対し支給する旅費に関しては、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(職員等の旅費)

第2条 職員及び職員以外の者に対し支給する旅費については、行田市職員等の旅費に関する条例（昭和45年行田市条例第38号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。